

船橋市消費生活センター くらしの情報より



「消費者庁イラスト集」より

くらしの情報 ふなばし



船橋市消費生活センターが年に3回(4ヶ月毎)
発行している生活に役立つ情報です。

＜令和7年発行号＞

No. 190

ここに注意!インターネットでの旅行契約

No. 191

契約とは?

No. 192

くらしを脅かす不審な電話

消費生活センター・各出張所などにあります。
船橋市ホームページでも閲覧・印刷できます。

知らなかつたじやすまされない
契約クイズに挑戦！

くらしの情報 181号

問題です

契約はどれでしょう。(答えは3つ)

- ① コンビニでジュースを買った。
- ② 美容室で髪の毛を切った。
- ③ 電車に乗った。
- ④ 友だちと映画館に行く約束をした。



「消費者庁イラスト集」より

ヒント

お金を払って商品を購入したり、サービスを受けることは、契約です。
友だちとの約束は契約ではありません。

正解は…

①、②、③

日々の買い物は契約です。

問題です



「消費者庁イラスト集」より

ヒント

契約は両者の合意(申込みと承諾)で成立します。
口約束でも契約は成立します。

正解は…

① 法律により、契約書の交付が必要な取引もあります。
(例:訪問販売、電話勧誘販売の契約など)

問題です

店で洋服を買ったら、サイズが小さかった。
返品できるの？(答えは1つ)

- ① 着ていなければ返品できる。
- ② 8日間以内なら返品できる。
- ③ レシートがあったら返品できる。
- ④ 返品できない。



「消費者庁イラスト集」より

ヒント

店で購入した商品は、壊れていたなどの不具合がない限り、店が合意しなければ返品できません。

正解は…

- ④ 店のサービスで返品できることもあります。
購入時には、返品や交換ができるか確認しましょう。

問題です



「消費者庁イラスト集」より

ヒント

受取拒否をしても再送され、往復の送料を請求される場合もあります

正解は…

② 通信販売は、表示の内容にしたがうことになります。
クーリング・オフもありません。

契約クイズのおさらい

申込み

ハンバーガー^セットください



契約成立

承諾

ありがとうございます



「いらすとや」より

契約は申込みと承諾により成立します。
一度契約すると簡単にやめられません。

船橋市消費生活センター

船橋市消費生活センターは
フェイスビル5階にあります

電話 または 来所 相談
月曜日～金曜日 第2・4土曜日
(祝休日・年末年始をのぞく)
受付時間 9:00～16:00

電話番号 **047-423-3006**
秘密は守ります
相談は無料です



消費者ホットライン
☎188(イヤヤ)